

あなたの空き家を“動かす”

かわい空家等流通促進 プラットフォーム



専門家集団が悩みを解決します

連携協定

全日本不動産協会奈良県本部
奈良県建築士会
奈良県司法書士会
奈良県土地家屋調査士会

費用

無料

※空き家の課題解決策の検討・提案までは無料ですが、その後の業者による実務には費用が発生します。

対象

河合町内に所在する空き家

内容

空き家の利活用
(売買、賃貸、用途変更など)
登記、境界、管理問題などの相談

お問い合わせ

河合町役場 住宅課
奈良県北葛城郡河合町池部
1丁目1番1号
☎ 0745-57-0200

詳細は裏面へ

こんな悩みがある方はご利用ください



- ☑ 相続した空き家を売却したい
- ☑ 空き家を利活用したいけど、何からすればいいのかわからない
- ☑ 未登記、未相続、未境界、立地・接道問題
- ☑ 遠方に住んでいて、管理が行き届かない

受付から課題解決まで

1 受付

河合町役場住宅課の窓口で、空き家の利活用や管理などについての相談を聞き取り、受け付けます。

2 プラットフォームに登録

空き家所有者の同意を得て、相談内容に応じた「空き家カルテ」を作成し、プラットフォームに登録します。

3 対策検討会議

プラットフォームに登録している案件について、河合町役場住宅課と並んで、建築士、司法書士、土地家屋調査士及び不動産業者といった空き家問題の専門家とが連携して、利活用の可能性や所有者への提案などの解決に向けた具体的な方向性を検討します。

4 実務事業者紹介

方向性が定まれば、河合町役場住宅課から相談があった空き家所有者に解決案を提案し、それに適したプラットフォームに登録している職種の実務事業者を紹介します。

5 課題解決

相談のあった空き家所有者が提案にご納得いただけたら、双方で直接契約を結び課題解決に向けて進んでいただきます。もちろん、プラットフォーム登録事業者以外の同職種の事業者と契約されても問題ありません。



まずは、河合町役場住宅課までお気軽にご相談ください！